

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その6)

平成28年

目 次

議案第 118 号 鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1

議案第 118 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

既存住宅に対する長期優良住宅及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等の手数料を新設する改正を行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。  
別表市長の部都市調整部関係の款第75項第1号アを次のように改める。

ア 法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けたとき。

(ア) 新築

住戸の総数が1戸のもの 6,000円

2戸以上5戸以下のもの 12,000円

6戸以上10戸以下のもの 21,000円

11戸以上30戸以下のもの 31,000円

31戸以上50戸以下のもの 58,000円

51戸以上100戸以下のもの 99,000円

101戸以上200戸以下のもの 160,000円

201戸以上300戸以下のもの 200,000円

301戸以上のもの 210,000円

(イ) 増築又は改築

住戸の総数が1戸のもの 9,100円

2戸以上5戸以下のもの 18,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 32,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 46,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 87,000円

51戸以上100戸以下  
のもの 150,000円

101戸以上200戸以下  
のもの 250,000円

201戸以上300戸以下  
のもの 300,000円

301戸以上のもの  
320,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第75項第1号ウを次のように改める。

ウ ア及びイ以外の  
とき。

(ア) 新築

住戸の総数が1戸  
のもの 45,000円

2戸以上5戸以下  
のもの 110,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 170,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 340,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 600,000円

51戸以上100戸以下  
のもの 1,000,000  
円

101戸以上200戸以下  
のもの 1,900,000  
円

201戸以上300戸以下  
のもの 2,700,000  
円

301戸以上のもの  
3,400,000円

(イ) 増築又は改築

住戸の総数が1戸  
のもの 68,000円

2戸以上5戸以下  
のもの 160,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 260,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 510,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 910,000円

51戸以上100戸以  
下のもの 1,600,000  
円

101戸以上200戸以  
下のもの 2,900,000  
円

201戸以上300戸以  
下のもの 4,100,000  
円

301戸以上のもの  
5,000,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第76項第1号アを次のように改める。

ア 変更部分が法第6  
条第1項各号に掲げ  
る基準に適合してい  
ることについて、あ  
らかじめ住宅の品質  
確保の促進等に関す  
る法律第5条第1項  
に規定する登録住宅  
性能評価機関による  
審査を受けたとき。

(ア) 新築

住戸の総数が1戸  
のもの 3,000円

2戸以上5戸以下

のもの 6,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 10,500円

11戸以上30戸以下  
のもの 15,500円

31戸以上50戸以下  
のもの 29,000円

51戸以上100戸以下  
のもの 49,500円

101戸以上200戸以下  
のもの 80,000円

201戸以上300戸以下  
のもの 100,000円

301戸以上のもの  
105,000円

(イ) 増築又は改築

住戸の総数が1戸  
のもの 4,550円

2戸以上5戸以下  
のもの 9,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 16,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 23,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 43,500円

51戸以上100戸以下  
のもの 75,000円

101戸以上200戸以下  
のもの 125,000円

201戸以上300戸以下  
のもの 150,000円

301戸以上のもの  
160,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第76項第1号ウを次のように改める。

ウ ア及びイ以外の

とき。

(7) 新築

住戸の総数が1戸  
のもの 22,500円

2戸以上5戸以下  
のもの 55,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 85,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 170,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 300,000円

51戸以上100戸以  
下のもの 500,000円

101戸以上200戸以  
下のもの 950,000円

201戸以上300戸以  
下のもの 1,350,000  
円

301戸以上のもの  
1,700,000円

(イ) 増築又は改築

住戸の総数が1戸  
のもの 34,000円

2戸以上5戸以下  
のもの 80,000円

6戸以上10戸以下  
のもの 130,000円

11戸以上30戸以下  
のもの 255,000円

31戸以上50戸以下  
のもの 455,000円

51戸以上100戸以  
下のもの 800,000円

101戸以上200戸以  
下のもの 1,450,000



円

201戸以上300戸以下のもの 2,050,000円

301戸以上のもの 2,500,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第76項第2号中「前項」を「前号」に改め、同款中第107項を第111項とし、第84項から第106項までを4項ずつ繰り下げ、第83項の次に次の4項を加える。

84 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下第87項までにおいて「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

(1) 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けた場合

それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円

イ 一の建築物の場合次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

(ア) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、第86項及び第87項において同じ。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円

5,000平方メートル以上のもの

81,000円

- (イ) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、第86項及び第87項において同じ。）

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円

25,000平方メートル以上のもの 200,000円

- (2) 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けていない場合

それぞれ次に定める金額

- ア 一戸建ての住宅の場合  
次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

- イ 一の建築物の場合  
次に掲げる建築物の部

分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

(ア) 住宅部分

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
120,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
200,000円

5,000平方メートル以上のもの  
280,000円

(イ) 非住宅部分

- a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び第87項において「省令」という。）第1条第1項第1号ロ並びに第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「モデル建物法」という。）に適合する場合

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
150,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メ

一トル未満のもの  
240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
370,000円

25,000平方メートル以上のもの  
440,000円

- b 省令第1条第1項第1号イ並びに第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下「標準入力法・主要室入力法」という。）に適合する場合

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
770,000円

25,000平方メートル以上のもの  
870,000円

85 法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の法第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査

建築基準関係規定の適合審査の申出があった建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請手数料

(1) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合

次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

区分 ア 10,000円

同 イ 18,000円

同 ウ 28,000円

同 エ 36,000円

同 オ 66,000円

同 カ 93,000円

同 キ 160,000円

同 ク 280,000円

同 ケ 370,000円

同 コ 460,000円

同 サ 900,000円

イ 84の項又は86の項の規定により算定した金額

(2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合

次に掲げる金額を合算した金額

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

昇降機を設置する

場合(次に掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)

建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)

イ (1)の規定により算定した金額

86 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

(1) 変更部分が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合

それぞれ次に定める金額  
ア 一戸建ての住宅の場合 2,350円  
イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

(ア) 住宅部分

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 22,500円

5,000平方メートル以上のもの  
40,500円

(イ) 非住宅部分

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
13,500円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
40,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
65,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
80,000円

25,000平方メートル以上のもの  
100,000円

- (2) 変更部分が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けていない場合
- それぞれ次に定める金額
- ア 一戸建ての住宅の場合  
次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ次に定める金額

床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
17,000円

床面積の合計が200平方メートル以上のもの  
19,000円

- イ 一の建築物の場合  
次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物

の部分について合算した金額

(ア) 住宅部分

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 34,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
60,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
100,000円

5,000平方メート  
ル以上のもの  
140,000円

(イ) 非住宅部分

a モデル建物法に適  
合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 43,500円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
75,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
120,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
155,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
185,000円

25,000平方メート  
ル以上のもの



220,000円

b 標準入力法・主要  
室入力法に適合する  
場合

床面積の合計が  
300平方メートル未  
満のもの 115,000円

300平方メートル  
以上2,000平方メー  
トル未満のもの  
185,000円

2,000平方メート  
ル以上5,000平方メ  
ートル未満のもの  
265,000円

5,000平方メート  
ル以上10,000平方メ  
ートル未満のもの  
325,000円

10,000平方メート  
ル以上25,000平方メ  
ートル未満のもの  
385,000円

25,000平方メー  
トル以上のもの  
435,000円

87 法第36条第1項の規定に基  
づく建築物エネルギー消費性  
能基準に適合している旨の認  
定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費  
性能基準適合認定申請  
手数料

(1) 登録住宅性能評価  
機関等が法第2条第  
3号に規定する基準  
に適合していること  
を証する書類又は当  
該基準に適合してい  
ることが確認できる  
書類(法第30条第1項  
の規定に基づく認定  
通知書及び建築基準  
法第7条第5項、第7  
条の2第5項若しく  
は第18条第18項に規  
定する検査済証(以下  
「検査済証」とい  
う。)、都市の低炭素化

第84項第1号に規定す  
る額

の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく認定通知書及び検査済証又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（新築住宅にあっては日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合しているもの又は既存建築物の全部若しくは一部となる住宅部分（平成28年3月31日までに新築工事の着手が行われた場合に限る。）にあっては当該表示基準別表2-1に掲げる一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合しているものに限る。）をいう。）の写しを添付した場合

(2) (1)以外の場合

それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅の場合  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「仕様基準」という。）に適合する場合

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

(イ) 省令第1条第1項

第2号イ(1)及びロ(1)並びに第8条第2号に規定する基準(以下「性能基準」という。)に適合する場合

床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

イ 一の建築物の場合  
次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した金額

(7) 住宅部分

a 仕様基準に適合する場合

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
57,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
100,000円

5,000平方メートル以上のもの  
160,000円

b 性能基準に適合する場合

床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円

300平方メートル以上2,000平方メー

トル未満のもの  
120,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
200,000円

5,000平方メートル以上のもの  
280,000円

(イ) 非住宅部分

a モデル建物法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 87,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
150,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
240,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
370,000円

25,000平方メートル以上のもの  
440,000円

b 標準入力法・主要室入力法に適合する場合

床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの 230,000円

300平方メートル

以上2,000平方メートル未満のもの  
370,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
530,000円

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
650,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
770,000円

25,000平方メートル以上のもの  
870,000円

別表備考1中「及び第81項」を「、第81項及び第85項」に改め、同表備考2中「第85項から第94項まで」を「第89項から第98項まで」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。